

「議員のなり手不足対策」及び議会への 多様な人材の参画に関する重点要望

令和 8 年 7 月



全国町村議会議長会

National Association of Chairpersons of Town and Village Assemblies

「議員のなり手不足対策」及び議会への 多様な人材の参画に関する重点要望

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動している。

しかしながら、近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに、無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化している。

このような状況を打開し、多様な人材が議会に参画できるようにするためには、議会の機能強化を図るとともに、立候補を阻害する要因を取り除き、志を抱く誰もが議員として活躍できる環境を整備しなければならない。

また、地方自治法に地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことも踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すため、主権者教育の一層の推進を図る必要がある。

こうしたことから、全国町村議会議長会は、次に掲げる事項を「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望として取りまとめた。

よって、来年に統一地方選挙が迫る中、国においては、これらを町村議会の最重要の課題として受け止め、重点的に取り組むとともに、必要な制度改正を早期に行うよう、強く要望する。

1 議員のなり手不足対策への支援

- (1) 議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることを踏まえ、地方議会議員選挙の投票率の向上にとどまらず、無投票当選の弊害、地方議会の重要性について、国民に対し積極的な情報発信を行うこと。
- (2) 町村議会が行う議員のなり手不足対策に財政支援を行うとともに、町村議会と様々な主体が協働して議員のなり手不足対策に取り組むよう、町村長や都道府県に対し積極的に助言を行うこと。
- (3) 労働者が容易に立候補できるよう、立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることを事業者に要請するとともに、立候補のための休暇制度、議会・議員活動のための休職制度及び議員退職後の復職制度を整備すること。
- (4) 都道府県や市町村の垣根を越えて女性議員同士が支え合う「女性議員ネットワーク」について、現状を把握し情報発信するなど、女性が立候補しやすい環境を整備すること。

【要望趣旨】

近年、町村議会議員選挙においては、無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化している。

地域の持続的な発展のためには、安全・安心な地域社会の形成が不可欠であるが、とりわけ若者や女性が居住し、働き、子育てができる魅力あるまちづくりをすることが重要である。このためには、町村の意思決定機関である議会への更なる若者・女性の参画が必要であり、このことが、議員のなり手不足の解消にも資するものと考えられる。

しかしながら、町村議会における若者・女性議員は増加傾向にあるものの、60歳以上の議員の占める割合は73.6%であり、また、女性の割合は14.6%（令和7年7月1日現在）と低い水準である。

来年の統一地方選挙を控え、一部の町村議会では「議員の学校」「女性模擬議会」等の先駆的な取組も行われているが、議会における若者・女性の水準を引き上げることは、町村議会の取組のみでは困難である。

よって、国は、投票率の向上に向けた啓発を行うだけでなく、民主主義における地方議会の重要性や無投票当選による弊害などについても広く国民に周知すべきである。

一方、議員のなり手不足は、町村議会だけでなく、町村全体、都道府県・国にも及ぶ問題であることから、議会における取組に加え、様々な主体と協働して対策を講じる必要がある。

よって、国は、町村議会の取組に財政支援を行うとともに、町村議会と様々な主体が協働して議員のなり手不足対策に取り組むよう、町村長や都道府県に対し積極的に助言を行うとともに、これらの取組に対する支援を行うべきである。

また、若者や女性、会社員など幅広い層の住民の議会への参画を促進するためには、立候補休暇の整備が不可欠である。立候補休暇の法制化については労働法制との均衡を踏まえた議論が必要となるが、まずは各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則に立候補に伴う休暇制度を設けること等について、国から経済団体等を通じて企業に対し要請を行うべきである。

併せて、議員当選後に議会・議員活動を行っていくための労働法制における休職制度や議員を退職した後の復職制度についても併せて整備すべきである。

さらに、議員のなり手不足問題を受けて本会が実施した女性町村議員現況調査（令和7年4月1日現在）によると、女性町村議員が直面している困難や問題点として、「女性議員が少ないこと」が最も多くの回答数であった。

よって、国においては、「女性議員ネットワーク」に関する調査研究を進めるとともに、当該ネットワークが女性議員の活動支援に資するだけでなく、立候補を考えている女性の相談窓口ともなるよう、情報提供や支援を行うことが必要である。

2 低額な議員報酬の改善

- (1) 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮し、若者や女性、会社員などが議会に参画できるよう、議員報酬に生活給的要素が含まれることを明確にすること。
- (2) 低額な議員報酬を改善するため、議員報酬の改定を行った町村については、報酬改定による増額が当該町村の行財政運営に影響を与えないよう直接的な財政措置を講じること。また、地方交付税として措置される実際の議会費を充実し、その内容を明確化すること。
- (3) 特別職報酬等審議会において、変動の速い今日の社会一般情勢にも適応した適正な審議が行われるよう、毎年度審議会を開催すること、議会の活動状況を把握している者を委員に任命すること及び審議の過程で議会側に意見陳述の場を付与することを町村長に助言すること。

また、議員報酬額の審議に当たっては、以下のことに留意するよう併せて通知すること。

- ① 類似団体や近隣町村との単純な比較によることなく、議会・議員の活動状況を踏まえて議員報酬の水準を決定すること。
- ② 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を削減するような議論が行われることのないよう、適切な運営を図ること。
- ③ 議会における人材確保の観点から、物価の動向などの経済情勢についても考慮すること。

【要望趣旨】

令和7年7月1日現在の町村議会の平均議員報酬月額は、222,740 円であり、これだけでは生計を維持できないほどの低水準になっており、このこと

が議員のなり手不足の要因の一つになっていると考えられる。

町村議会議員の職務は、専門性が高く重い責任を伴い、単なる名誉職ではなく職業としての要素が広く認識されているため、議員報酬に生活給としての要素が含まれることを明確にすべきである。

議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各町村議会において、例えば、議員の活動量と長の活動量を比較し、議会・議員がどのように住民福祉の向上に取り組んでいるか活動内容を明確に示すことなどを通じて、適正な水準を議論するなど、住民への説明責任を果たしながら自主的に決定する必要がある。

他方で、財政基盤が脆弱な町村議会においては、議員報酬増額分に係る財政負担が障壁となり、議員報酬の見直しが認められなかった事例もあることから、議員報酬を適正化した町村議会に対しては、報酬改定に係る増額費用を国が直接的に措置する仕組みが必要である。

また、地方交付税の「議会費」は、議員報酬単価を 35.1 万円（令和 8 年度）とし、人口 10 万人の市を標準として人口を基準に算定されているが、議会費は人口に比例し低減するものではないため、人口の少ない町村においては、その要する経費について必ずしも十分な措置がされていないとの指摘がある。よって、小規模町村に対しては、実際の所要額と乖離が生じないよう「議会費」を充実させるべきである。

一方、議会で議論し、議会で結論を出した議員報酬の水準について、特別職報酬等審議会が、意見陳述の機会さえ設けず、類似団体や近隣町村との単純な比較資料等に基づいて、議会側で出した水準を引き下げられた事例や、議員報酬の引き上げの条件に議員定数の削減を求められた事例が散見している。

特に、変動の速い今日の社会一般情勢に適応した適正な審議が行われるためには、同審議会を毎年度開催することとし、議会の活動状況を把握している者を委員に任命することや、審議の過程で議会側に意見陳述の場を設けることが不可欠である。また、審議会における議員報酬額の審議に当たっては、類似団体との単純な比較や議会費の総額ありきの考え方に捉われ、報酬引き

上げの条件として議員定数を削減するような議論が行われることのないよう留意するとともに、昨今の物価の動向などの経済情勢についても十分に考慮される必要がある。

以上のことから、国は、特別職報酬等審議会の運営等について周知するなど、議員報酬の改善に向けた環境整備を図るべきである。

3 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点及び厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

【要望趣旨】

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

このような中、志を抱く誰もが議員として直接参画しやすい環境を整えていくことは、民主主義を維持発展させていくための喫緊の課題である。

また、令和7年6月13日、「年金制度改正法（令和7年法律第74号）」が成立し、短時間労働者に対する厚生年金の適用範囲が拡大された。この潮流は我が国のすう勢となっており、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境の整備につながる。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備について早急に実現を図るべきである。

4 主権者教育の推進

- (1) 地方自治法の改正により地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことも踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すため、主権者教育を一層推進し、更なる地方議会の啓発を行うこと。

特に、議会自らが主体的に行う出前講座や模擬議会などの主権者教育の取組に対する支援を講じること。

- (2) より効果的な主権者教育を実現するため、学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記すること。
- (3) 国、地方公共団体等が連携し、地域の課題解決のための社会参加を通じた主権者教育を推進するため、「主権者教育推進法（仮称）」を制定すること。

【要望趣旨】

令和5年4月26日に成立した「地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）」により、地方議会が地域の多様な民意を集約し、地方公共団体の重要な意思決定を行っていること、地方議会議員は住民の負託を受けて誠実にその職務を行うことなどが明文化された。

このことも踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために、主権者教育を一層推進することが重要である。

こうしたことから、議会三団体においては、地方自治法改正を契機とした主権者教育の推進を図るため、議会自らが主体的に行う出前講座や模擬議会など主権者教育の好事例の横展開や小・中・高・大学生向け学習教材（リーフレット）の作成などに連携して取り組み、国民運動的に各議会における積極的な取組を促している。

国は、こうした各議会や議会三団体が進める主権者教育に対する取組について支援を行い、地方議会の重要性について、国民世論への啓発を積極的に行うべきである。

また、学習指導要領に地方議会が主権者教育を行うことについて明記し、より効果的な主権者教育を実現すべきである。

併せて、主権者教育を国民運動として加速させるため、主権者教育を推進するための法律を制定し、国民がより主体的に社会や政治に関わるための基盤を強化すべきである。

5 政治分野の男女共同参画の推進

政治分野の男女共同参画推進法に基づき、議会が実施する家庭生活との両立支援のための環境整備、セクハラ・マタハラ等防止に資する研修の実施や相談体制の整備等に対する支援を行うこと。

【要望趣旨】

令和3年6月10日、「政治分野の男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」が成立し、同月16日に公布・施行された。

同改正法では、地方公共団体の議会も男女共同参画推進の実施主体として位置付けるとともに、地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための環境整備を行うこと、性的な言動等に起因する問題（セクハラ・マタハラ等）の発生防止に資する研修の実施や当該問題に係る相談体制の整備等を図ることなどに取り組むこととされている。

しかしながら、町村は総じて自主財源が乏しいことから、議会が実施する家庭生活との両立支援のための環境整備、セクハラ・マタハラ等防止に資する研修の実施や相談体制の整備等に対する技術的・財政的な支援を講じるべきである。

全国926町村議会のうち、ハラスメント防止に関する研修を実施したのは145町村議会（15.7%）（令和6年1月～12月）、ハラスメントに関する相談窓口を設置しているのは89町村議会（9.6%）（令和7年7月1日現在）である。

6 議会のデジタル化への支援

「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継、さらにはAI技術の活用など議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。

また、本会議におけるオンラインの出席については、地方議会の意見を踏まえ、丁寧な検討を進めること。

【要望趣旨】

地方議会においては、「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継、さらには AI 技術の活用など様々なデジタル化への取組が求められている。

しかしながら、町村議会においては、人的・財政的にも不足しており、デジタル化に向けた環境を整備することが困難な状況にあるため、国において議会のデジタル化推進に対する技術的・財政的な支援を行うべきである。

また、地方議会の本会議については、地方自治法上、議員の出席が「現に議場にいること」と解されているため、本会議へのオンラインによる出席については現行認められていないが、感染症のまん延・災害の発生等の緊急時や育児・介護等の事情により議場に参集することが困難な場合であっても、議会機能の維持及び充実を図る観点から、第 33 次地方制度調査会答申に記載のとおり、一部の団体で取組が始まっている委員会へのオンラインによる出席において生じた課題や対応等の検証を行うなど、地方議会の意見を踏まえ、丁寧な検討を進めるべきである。

7 地方議会議員に係る選挙制度の改正

- (1) 国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、被選挙権年齢を例えば23歳に引き下げることに。
- (2) 市町村合併等により統一率が3割弱となっている統一地方選挙について、再統一又は一定の時期への集約などを検討すること。
- (3) 町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること。
- (4) 町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては町村長選挙のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。
- (5) 選挙に関するSNSなどインターネットの利用について、選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するための実効性ある措置が事業者において確実に実施されるよう、適切に対応すること。

【要望趣旨】

平成 27 年の公職選挙法の改正により選挙権年齢は「満 18 歳以上」に引き下げられるとともに、令和 4 年 4 月から「民法の一部を改正する法律」が施行され成年年齢も「18 歳」に引き下げられたが、被選挙権年齢は、衆議院議員、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員は「満 25 歳以上」、参議院議員、都道府県知事は「満 30 歳以上」のままである。

国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、選挙権年齢が20歳から18歳に2歳引き下げられたことを踏まえ、地方議会議員の被選挙権年齢についても、例えば25歳から23歳に引き下げるべきである。

統一地方選挙は、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の議会への参画を促進する観点から極めて重要である。しかし、市町村合併等により統一率は低下しており、全体では約3割、町村議会議員では約4割（令和5年4月）となっている。こうした現状を踏まえ、再統一又は一定の時期への集約などを検討すべきである。

町村議会議員に係る個人の政治献金については、寄附金控除の対象外となっているが、町村議会議員の政治活動を支える観点から、都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、寄附金控除の対象とすべきである。

補欠選挙については、欠員が議員定数の6分の1を超えない場合でも同一の地方公共団体の首長選挙が行われるときに行うこととなっているが、他の選挙の実施時にも補欠選挙を行うことができるよう対象を拡大すべきである。

選挙運動におけるSNS等の活用は、候補者と有権者のコミュニケーションを深め、選挙への関心を高める上で有効なツールである一方、虚偽情報、誹謗中傷、なりすまし行為などの課題も顕在化している。このため、公職選挙法等の改正がなされたところであるが、事業者において選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するための措置が確実に実施されるよう、必要な対策を講じるべきである。